

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年2月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：6 国名：モザンビーク 担当：産業開発・公共政策部
案件名：ナカラ回廊送電系統強化計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年4月上旬～2015年1月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における送変電関連設備に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

・ 商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年2月19日から2014年2月21日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年2月19日から2014年2月24日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年3月7日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 3月下旬
- (5) 契約交渉 : 3月下旬

5 業務の目的

モザンビーク国の電力需要は、2012年の最大電力需要が706MW、消費電力量が4,251Gwh/年で、いずれも近年は平均10%超の増加率となっている。他方、全国平均電化率は2012年現在で約22%と極めて低い状況となっている。

同国の電力系統は、南部系統と中・北部系統の2系統に分離されており、2011年現在の中・北部州の電化率は約11%と南部州（約42%）に比べて著しく低い状況にある。しかし、近年の順調な経済成長から、中・北部系統に位置するナカラ回廊地域（カーボデルガド州、ニアッサ州、ナンブラ州、テテ州、ザンベジア州北部7郡）の電力需要は最大電力需要、消費電力量それぞれ、2011年の160MW、801Gwh/年から、2021年には1,000MW、5,460Gwh/年へ急増していくことが見込まれている。

そのため、中長期的な電源開発とともに、既存の電力系統の効率化・強化を進めていくことが重要な課題となっている。既存の北部系統の中では、特に変電所の絶対数が不足し、設置から30年以上経過していることに起因する老朽化も著しい。また、ナカラ回廊エリアにおいては、メインステーションであるナンブラ220変電所への過負荷などによって、2日に1回の頻度で電力供給中断や停電が発生している。2016年には同変電所の許容量を約50%も上回る電力需要が想定されているため、適切な電力供給を確保するためには、送変電設備等の系統インフラの強化・効率化を行う必要性・緊急性が高いとともに、ナカラ回廊沿線の配電網の整備も急がれる。

これらの状況下、電力需要が年々増大するナカラ回廊エリアへの適切な電力供給を目的とした送変電関連設備の増強に資する事業として、今般、モザンビーク国より「ナカラ回廊送電系統強化計画」に係る無償資金協力が要請された。

以上から、JICAは関連情報を収集し、本事業を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うための協力準備調査を実施する。

[プロジェクト概要]

(1) プロジェクト目標：

モザンビーク国ナンブラ州において新規変電設備等を整備することにより、同国北部系統への電力供給の向上・安定を図り、もって同国北部地域の地域住民の生活向上及び経済活動の促進に寄与する。

(2) プロジェクトの成果：

- 1) ナカラ回廊エリアの2送電回線の負荷調整を可能とし、同エリアへおよびカーボデルガド州ペンバ地域への電力供給安定性が向上する。
- 2) ナンブラ州ナミアロ地域への変電容量を増強し、停電、電圧降下等の不安定性が低減される。
- 3) ナミアロおよびナカラ回廊エリアへの配電容量が向上する。

(3) 想定される協力内容：

- 1) 新規変電所（ナミアロ）の新設、変電管理システム、保護システムの設置
- 2) ナンブラセントラル変電所への変電管理システム、保護システムの設置
- 3) SCADAシステム設置（ナンブラ220変電所）
- 4) 変圧器（ナンブラ州の無電化コミュニティ配電用）
- 5) 各種付帯設備機器

(4) 対象地域（サイト）

ナンブラ州ナンブラ市、ナミアロおよび周辺地域

(5) 関係官庁・機関

責任官庁：エネルギー省

実施機関：モザンビーク電力公社（EDM）

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

マプト市およびナンブラ州

(2) 業務内容

- 1) インセプション・レポートの作成
- 2) インセプション・レポートの説明・協議
- 3) プロジェクトの背景・経緯・目的・内容等の確認
(無償資金協力で実施する必要性、緊急性の検証、他ドナー支援動向の確認含む)
- 4) プロジェクトの実施体制の確認、課題の提言、運営・維持管理計画の検討
- 5) サイト状況（自然条件、埋設物等）調査
- 6) 潮流解析
- 7) プロジェクト内容の計画策定（概略設計）
- 8) 環境社会配慮にかかる調査・検討
(必要に応じ重要な環境社会配慮項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成)
- 9) 相手国負担事項の確認
- 10) プロジェクトの維持管理計画の立案
- 11) プロジェクトの概略事業費の積算
- 12) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理
- 13) プロジェクトの評価
- 14) 対象候補コンポーネントの優先順位づけと先方政府との調整
- 15) 準備調査報告書（案）の作成
- 16) 準備調査報告書（案）の説明・協議
- 17) 準備調査報告書等の作成

7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2014年4月中旬)
- (2) 第1次現地調査結果概要 (2014年5月中旬)
- (3) 第2次現地調査結果概要 (2014年7月上旬)
- (4) 概略設計概要資料・積算概要資料 (2014年10月上旬)
- (5) 準備調査報告書 (2015年1月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任 / 電力計画（評価対象予定者）
- (2) 変電設備（評価対象予定者）
- (3) 配電設備
- (4) 施設計画 / 自然条件
- (5) 調達計画 / 積算
- (6) 環境社会配慮

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定。
- ・通訳の配置を認める予定。
- ・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。
- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。